



第8次医療計画（在宅医療対策）  
積極的な役割を担う医療機関の  
位置づけについて

---

# 国が示す第8次医療計画のポイント

令和5年度第1回医療政策研修会  
(令和5年5月18日) 資料1より抜粋

## 5 疾病・6 事業及び在宅医療について

- ・ 地域の現状や課題に即した施策の検討においてロジックモデル等のツールを活用する。
  - ・ 新興感染症の発生・まん延時や災害時等においても必要な医療が提供できる体制の整備を進める。
- 【がん】がん医療の均てん化に加え、拠点病院等の役割分担と連携による地域の実情に応じた集約化を推進する。
- 【脳卒中】適切な病院前救護やデジタル技術を活用した急性期診療体制の構築、回復期や維持期・生活期の医療体制の強化に取り組む。
- 【心血管疾患】回復期及び慢性期の診療体制の強化やデジタル技術の活用等による、急性期から一貫した診療体制の整備に取り組む。
- 【糖尿病】発症予防、糖尿病及び合併症の治療・重症化予防のそれぞれのステージに重点を置いて取り組むための体制構築を進める。
- 【精神疾患】患者の病状に応じ、医療、障害福祉・介護その他のサービスを切れ目なく受けられる体制整備を一層推進する。
- 【救急】増加する高齢者の救急や、特に配慮を要する救急患者を受け入れるために、地域における救急医療機関の役割を明確化する。
- 【災害】災害拠点病院等における豪雨災害の被害を軽減するため、地域における浸水対策を進める。
- 【新興感染症】新型コロナウイルス感染症対応の教訓を踏まえ、当該対応での最大規模の体制を目指し、平時に医療機関の機能及び役割に応じた協定締結等を通じて、地域における役割分担を踏まえた新興感染症及び通常医療の提供体制の確保を図る。
- 【へき地】医師の確保に配慮するとともに、オンライン診療を含む遠隔医療を活用。※改正離島振興法の内容にも留意。
- 【周産期・小児】保健・福祉分野とも連携し、ハイリスク妊産婦への対応や、医療的ケア児への支援にかかる体制整備を進める。
- 【在宅医療】「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」及び「在宅医療に必要な連携を担う拠点」を位置付け、適切な在宅医療の圏域を設定するとともに、各職種の機能・役割についても明確化する。また、在宅医療に係る医療機関等に対し災害時におけるBCPの策定を支援する。

4

## 県に求められる対応

- 第8次三重県医療計画において、国から示される策定指針等を踏まえ、「在宅医療に関する体制整備」に該当する部分の策定が必要。

# 在宅医療の体制について

- 在宅医療の体制については、都道府県が策定する医療計画に、地域の実情を踏まえた課題や施策等を記載。
- 国は「在宅医療の体制構築に係る指針」を提示し、都道府県が確保すべき機能等を示している。

～ 「在宅医療の体制構築に係る指針」による在宅医療提供体制のイメージ ～

## 在宅医療の提供体制に求められる医療機能

### ①退院支援

- 入院医療機関と在宅医療に係る機関との協働による退院支援の実施

### ②日常の療養支援

- 多職種協働による患者や家族の生活を支える観点からの医療の提供
- 緩和ケアの提供
- 家族への支援

### ④看取り

- 住み慣れた自宅や介護施設等、患者が望む場所での看取りの実施

### ③急変時の対応

- 在宅療養者の病状の急変時における往診や訪問看護の体制及び入院病床の確保

医療計画には、各機能を担う医療機関等の名称を記載

- ・病院、診療所(歯科含む) ・薬局
- ・訪問看護事業所 ・居宅介護支援事業所
- ・地域包括支援センター
- ・短期入所サービス提供施設
- ・相談支援事業所 等

圏域は、二次医療圏にこだわらず、市町村単位や保健所圏域など、地域の資源の状況に応じて弾力的に設定

多職種連携を図りつつ、24時間体制で在宅医療を提供

## 在宅医療において積極的役割を担う医療機関

- ①～④の機能の確保にむけ、積極的役割を担う
  - ・自ら24時間対応体制の在宅医療を提供
  - ・他医療機関の支援
  - ・医療、介護、障害福祉の現場での多職種連携の支援

- ・在宅療養支援診療所
- ・在宅療養支援病院 等

## 在宅医療に必要な連携を担う拠点

- ①～④の機能の確保にむけ、必要な連携を担う役割
  - ・地域の関係者による協議の場の開催
  - ・包括的かつ継続的な支援にむけた関係機関の調整
  - ・関係機関の連携体制の構築 等

- ・市町村 ・保健所
- ・医師会等関係団体 等

在宅医療の体制構築に係る指針(疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について(平成29年3月31日付け医政地発0331第3号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)より 19

# 積極的な役割を担う医療機関の位置づけについて（意向調査結果）

「在宅医療および退院支援アンケート調査結果」

対象：病院（93施設）および在宅療養支援診療所（有床診：15施設）

在宅療養支援診療所及び居宅療養管理指導算定診療所（201施設）

二次	構想	病院	診療所
医療圏	区域		
北勢	桑員	3	9
	三泗		16
	鈴亀	1	16
中勢伊賀	津	2	16
	伊賀	2	3
南勢志摩	松阪	3	18
	伊勢志摩	2	16
東紀州	東紀州	2	5
三重県		15	99

※数字は①積極的役割を担いたい②役割を担うことは可能③地域関係機関と連携して役割を担うことは可能  
といずれかの回答のあった医療機関数。

今後の進め方：上記の15病院および99診療所に公文書で依頼し、承諾が得られた医療機関名を  
医療計画で位置づけを行う。

※三泗区域に関しては病院との調整、依頼を進める

# 第7次医療計画（在宅医療対策）数値目標の達成状況

目標項目	策定時	現状値	最終目標	評価
訪問診療を実施する病院・診療所数※1	438施設 (447) 【H27】	403施設 (—) 【R3】	550施設 (561)	D
訪問診療件数※1	7,519件/月 (7,519) 【H27】	10,938件/月 (—) 【R3】	9,427 件/月 (9,427)	A
24時間体制の訪問看護ステーション 従事者数のうち、看護師・准看護師数	344人 【H27】	994人 (497人)※2 【R2】(暫定値)	538人	A
訪問看護提供件数※1	86,085件/年 (84,696) 【H27】	125,357件/年 (—) 【R3】	117,591 件/年 (115,694)	A
在宅療養支援歯科診療所または かかりつけ歯科医機能強化型診療所の 届出をしている歯科診療所数	165施設 【H29】	215施設 【R5.7】	219施設	B
居宅療養管理指導を算定している 薬局数	272施設 【H28】	408施設 【R4】	729施設	B
退院時共同指導件数※1	387件/年 (230) 【H27】	827件/年 (—) 【R3】	1,127 件/年 (670)	B
在宅看取りを実施している 病院・診療所数※1	167施設 (155) 【H27】	176施設 (—) 【R3】	210施設 (195)	B

評価 A：達成 B：未達成（策定時より改善） C：未達成（策定時と変わらず） D：未達成（策定時より悪化）

- ※1 策定時に使用していた厚生労働省「医療計画作成支援データブック DISK1-2」による統計データが平成29(2017)年度分より提供されなくなったため、同じく厚生労働省から配付されている「医療計画作成支援データブック DISK1-1」の指標データに置き換えています。下段の（ ）内の数値は、置き換え以前の統計データに基づく数値です。
- ※2 現時点で、最新の現状値が不明であるため、前年度に把握した数値による記載となっています。今後、最新の数値が把握でき次第、更新します。また、介護保険事業所の人員の集計であり、医療保険のみを取り扱う訪問看護ステーションの人員は今後示される予定のため、暫定値となっています。